



国 関 整 道 調 第 1 8 号

1 8 都 市 基 街 第 5 0 0 号

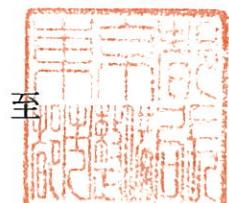
平成 1 8 年 1 1 月 2 7 日

練馬区長 志村 豊志郎 殿
杉並区長 山田 宏 殿
武藏野市長 邑上 守 正 殿
三鷹市長 清原 慶子 殿
調布市長 長友 貴樹 殿
世田谷区長 熊本 哲之 殿

国土交通省関東地方整備局長
中島 威



東京都都市整備局長
柿堺



外環計画における諸課題の解決について（回答）

標記について、平成 1 8 年 1 0 月 2 5 日付で要望のありました事項について、別紙のとおり回答します。

国土交通省及び東京都では、引き続き沿線区市の協力を得て、東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の計画を進めて参ります。

今後とも御協力の程、宜しくお願い申し上げます。

外環計画における諸課題の解決について（回答）

第1 総括的事項

1 基本取り組み姿勢

国土交通省と東京都では、東京外かく環状道路(関越道～東名高速間)について、計画の初期段階からPⅠ外環沿線会議などの場を通じて幅広く意見を聴きながら、その必要性から検討を行ってきました。

現在、高架構造から地下構造への都市計画変更手続きを進めている段階ですが、渋滞緩和等の観点からの必要性を認識して頂くとともに、地下方式を基本とする計画案について、一定の評価を頂いております。今後、沿線地域住民の安全と安心の確保、良好な自然及び生活環境の維持、地域の活性化や利便性向上等の視点からの共通課題について、沿線区市と一体となって取り組むとともに、これまで以上に、地域のみなさまの意見を十分に聴きながら、検討を進めていきます。

2 沿線区市のまちづくり等への協力

外環の整備とともに周辺まちづくりや地域のコミュニティーの確保、環境への配慮等を行うことが重要であると考えています。

まちづくり等については、沿線区市を始め地域のみなさまからの具体的な提案を十分聴きながら検討を進め、適切な役割分担のもと必要な支援、協力をに行っていきます。

3 沿線地域住民への説明と情報提供

地域のみなさまに検討状況の情報をわかりやすく、できる限り速やかにお知らせすることは非常に重要であると認識しています。そのため、「外環ジャーナル」の発行、「意見を聴く会」や「オープンハウス」などの開催、また環境への影響と対策については、環境影響評価準備書に先立ち、「環境への影響と保全対策」パンフレットの作成等、分かりやすい情報提供に努めてきました。

今後は、地域からの要望等を踏まえ、より地域に密着した具体的な課題についても検討していく必要があることから、沿線区市の協力を得ながら、より一層、地域のみなさまへ分かりやすく丁寧に説明し、情報が十分伝わるよう努めるとともに、住民参画により、課題解決に向けた取り組みを進めていきます。

第2 沿線区市の個別要望

1. ジャンクション・インターチェンジ周辺の環境整備について

- (1) インターチェンジの設置により、インターチェンジに接続する道路の交通の流れは、交通量予測の検討結果から、大きな影響がないものと考えていますが、周辺の生活道路等へ進入する交通については、事業の進捗に合わせ、沿線区市、関係機関と協力の下、現地の状況の把握、インターチェンジ周辺の交通分析、将来の土地利用動向等を踏まえ、具体的な対策について地域のみなさまの意見を十分聴きながら検討し、適切な役割分担のもと進めています。
- (2) インターチェンジへのアクセスおよび周辺の交通分散を図るため、周辺道路整備等を合わせて行うことが必要であると考えています。
このため関係する都市計画道路を区部及び多摩都市計画道路の整備方針において、優先整備路線として位置づけ、公表しました。
今後、沿線区市及び関係機関と協議・調整を図り、外環に関連して整備の必要性の高い周辺道路についての検討を進め、適切な役割分担のもとに、沿線住民の理解と協力を得ながら事業化を図っていきます。
- (3) ジャンクション部やインターチェンジ部の蓋掛けや環境施設帯など地上部の利用計画については、地域のまちづくりに関連するため、地元の要望に応じて、具体的な案を検討する必要があります。今後、事業実施に合わせて、その手法も検討しつつ地域のみなさまの意見を十分に聴きながら沿線区市とともに具体的な検討を進めています。
- (4) インターチェンジやジャンクションの設置に伴い、その周辺では既存の道路の機能回復や補完する道路の整備、蓋掛け部の有効活用等により、極力地域分断が生じないよう努めていく必要があると考えています。
具体的な対策については、上記の地上部の利用計画や周辺のまちづくりの観点も含めて、地域のみなさまの意見を十分に聴きながら、沿線区市とともに検討を進めています。

2. 外環ノ2及び東名以南の外環整備について

- (1) 外環ノ2については、本年4月に東京都と28市町で策定、公表した「多摩地域における都市計画道路の整備方針」において、「高速道路が地下化された場合に検討が必要な路線」と位置付けました。今後、練馬区、杉並区の区間を含め、外環本線の都市計画変更の状況も勘案しつつ、ネットワークとしての必要性の検証、災害時の消火活動、救援・救急活動や都市の空間機能などの検証等を行うこととしています。

検討にあたっては、沿線地域におけるまちづくりの動向なども踏まえ、東京都としての考え方をとりまとめ、沿線区市と十分に協議をしつつ、地元住民の意見を聴いたうえで、なるべく早期に判断していきたいと考えています。

なお、沿線区市での検討に必要なデータについて、現段階で提示可能なものについてはできるだけ速やかに提示していきます。

(2) 外環の東名以南は、環状道路の機能を発揮する上で必要であると考えています。

今後、関越道から東名高速間の都市計画変更の状況等を踏まえつつ、速やかに関係行政間で具体的な調整に着手するなど、検討を進めていきます。

3. 外環計画により影響を受ける事項や今後の取り組みの流れについて

(1) 外環の整備に合わせ地域のまちづくりを進めていくことは、沿線地域の安全性や快適性の向上、環境改善に寄与し、地域の活性化を図る上で重要であると考えています。各区市が主体的に進める地域のまちづくりに関して、円滑かつ効率的な進捗を図るため、まちづくりの構想段階からまちづくり協議会の設立する場合におけるアドバイザーの派遣、計画立案、事業実施等に係る技術的協力や、適切に補助制度を活用できるよう、支援に努めています。

(2) 生活再建救済制度は、昭和41年の外環都市計画区域内の土地を対象に、相続の発生、建物の建て替え、土地の有効活用が図れないなど、生活設計に支障を来たしている地権者からの申し出に基づいて土地を取得する制度として、平成15年度より沿線区市の協力を得て実施しています。

引き続き、外環計画に関する建築制限により生活に支障となる地権者の皆様のための救済制度を進めていくことが必要であると考えています。なお、事業実施にあたり、外環計画に伴い移転を余儀なくされる方々には、一日も早く生活再建が図られるよう適切な補償を行うとともに、代替地対策、生活再建に関する相談など、十分な支援を行うよう努めています。

(3) 予定路線である外環の整備手法や事業主体については、都市計画変更の手続き終了後、事業化する段階で決定することになり、国土開発幹線自動車道建設会議において、基本計画、整備計画に関する審議を経て、国土交通大臣が決定することになります。

現時点では外環の事業主体は未定ですが、国、東京都、関係機関で連携を図り、沿線区市の要望について適切に対応していきます。